

建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年六月四日法律第五十五号）（抄）

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

（略）

第十五条第一項中「及び第三章並びに」を「、第三章、第十三条及び」に改め、同条第二項第四号中「促進する」を「促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止する」に改め、同条を第十七条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（建設業法目次、第二十五条の二十七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。）及び附則第七条の規定 公布の日

二 第一条（建設業法別表第一の改正規定に限る。）、第四条（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定に限る。）及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日